

答申乙第54号（諮問乙第70号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所における申請人の記録のうち、措置期間中、指導した事項に対して問題が改善しないとした部分の教育記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、次のものを特定した。
 - （1）児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書1」という。）
 - （2）児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書2」という。）
 - （3）児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書3」という。）
 - （4）緊急電話相談受付票（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書4」という。）
 - （5）児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書5」という。）

その上で、（4）及び（5）の行政文書は開示、（1）から（3）までの行政文書については部分開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

条例第18条第1項第6号ハ該当

児童に係る相談、指導、評価、判定等の記録の開示により、今後当所が行う相談業務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、平成25年12月18日、行政不服審査法（昭和37年法律第150号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書（以下「異議申立書等」という。）の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求した内容と異なる内容の文書が開示されている。本件行政文書1には、開示請求した内容が含まれていない。本件行政文書2から5までは、開示請求した措置期間中の記録ではない。開示請求の趣旨に則った部分の開示がなされるべきである。開示請求を行った異議申立人の記録であっても、請求していない部分の開示を許容するものではない。本件開示請求に対し、本件行政文書1から5までが開示されたことは違法又は不適切対応である。

本件開示請求は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置期間中に「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のため行ったものである。本件開示請求に対し、同項第2号の児童福祉司指導措置の期間を含めることは不当である。

なお、本件行政文書4には、対応者の氏名が記されており、個人情報の流出でもある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 措置期間の考え方について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置（〇〇施設入所措置）の期間が平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで（同月〇日付け解除）であり、また、同項第2号の規定による措置（異議申立人及びその配偶者への児童福祉司指導措置）の期間が同月〇日から平成〇年〇月〇日まで（同月〇日付け解除）であるため、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日は措置期間中であり、これらの日付の児童記録等を開示決定等したものである。

2 開示請求に係る個人情報への開示記録の該当性について

〇〇児童相談所においては、所内会議で決定した援助方針に基づき支援・指導を行っており、保護者との面接の実施は、上記方針に基づいた支援・指導の一環である。開示記録については、保護者である異議申立人との面接の記録等であり、記録中に、〇〇児童相談所として解決していない問題と捉えていた事項に関して、〇〇児童相談所職員が言及した記述があることから、請求内容に該当する記録として開示決定等したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が保有する児童記録等のうち、措置期間中、指導した事項に対して問題が改善しないとした部分の教育記録に記載された異議申立人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件処分について

(1) 措置期間について

異議申立人は異議申立書等において、本件開示請求の内容にある措置期間について、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による児童福祉施設入所措置の期間に加えて、同項第2号の規定による児童福祉司指導措置の期間を含めることは不当であると主張しているため、この点についての実施機関の見解について説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

〇〇児童相談所長は、異議申立人の長女について、下記の2通りの措置を実施している。

イ 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置（〇〇施設入所措置，平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）

ロ 児童福祉法第27条第1項第2号に規定する措置（異議申立人及びその配偶者への児童福祉司指導措置，平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）

異議申立人は、本件開示請求に際して上記イ及びロのいずれの措置であるかを特定していなかったため、開示請求における「措置期間」について、上記ロの児童福祉司指導措置の期間も含めて解釈しているもの。

以上のことを踏まえ、当審査会において、実施機関から提出された資料（上記イ及びロの措置に関する通知文書）を確認したところ、上記イ及びロの措置が連続して採られ、いずれも措置に当たって異議申立人宛て（異議申立人及びその配偶者の両名宛てを含む。）に通知されていることが認められる。このように2つの措置が連続性、一体性を有すること、請求の時点において当該措置に関して特段の限定がなかったことから、2つの措置の期間を含めて文書を特

定した実施機関の判断はやむを得ないものと認められる。

(2) 本件個人情報の特定の妥当性について

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録の中から、本件行政文書1から5までを特定するに当たっての考え方・判断基準について、実施機関に説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

イ 記録について

(イ) 〇〇児童相談所保管の記録は、主にケースファイルと称される児童記録である。

(ロ) 児童記録には、相談に至った経緯や、児童や保護者に対して行った支援・指導等が網羅的に記録されている。

(ハ) なお、〇〇児童相談所においては、所内会議で決定した援助方針に基づき支援・指導を行っており、保護者との面接は上記方針に基づいた支援・指導の一環である。

ロ 判断基準等

(イ) 今回の開示請求対象は「指導した事項に対して問題が改善しないとした部分の教育記録」である。

(ロ) 本件開示請求に至った児童相談の主訴は、異議申立人及び異議申立人の父から異議申立人の長女に対する性的虐待である。

(ハ) 「問題が改善しないとした部分」、「解決しない問題」とは、虐待者である異議申立人が性的虐待に対する認識を欠くことや、自身の行為を性的虐待と認識していないことを指すと判断している。

(ニ) 上記により、本件開示請求に際して行政文書を特定するに当たっては、児童記録の中から、〇〇児童相談所との面接等において、性的虐待に対する異議申立人の認識の欠如等が見られる箇所を特定したもの。

以上のことを踏まえ、当審査会において、本件行政文書1から5までに記載された本件個人情報の記載内容等を確認したところ、特定された児童記録等には、上記ロ(ニ)の実施機関の説明のとおり、性的虐待に対する異議申立人の認識が欠如していると実施機関が判断する基礎となった情報が記載されていることが認められる。

(1) 及び(2)のとおり、実施機関の請求内容の解釈、本件個人情報の特定についての判断基準等及び当該判断基準等に基づく本件個人情報の特定について、特段不自然、不合理な点は認められないことから、本件個人情報を特定したことは妥当である。

なお、異議申立人は、異議申立ての理由として、本件行政文書4に対応者の氏名が記されていることについて個人情報の流出である旨主張しているが、当審査会が事務局に指示し確認したところ、条例第18条第1項第2号ただし書ハで規

定されている職員の氏名であると確認されたので、同号本文に規定する非開示とすべき情報には該当せず、開示したことは問題ない。

4 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第70号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報保有していない旨の決定は、理由付記に不十分な点は認められるものの、結果として妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所が長女の家庭復帰に際して、家の状態、家庭環境を直接確認した記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報不存決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

請求人（異議申立人）の長女の家庭復帰に際して、〇〇児童相談所が、家の状態、家庭環境を直接確認したとの記載がないため。

3 異議申立人は、平成25年12月22日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関の指示に従い、開示を求める内容を特定して、「〇〇〇に関する支援記録」として開示請求を出した。しかし、本件処分に係る個人情報不存決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）の個人情報が存在しない理由欄では「〇〇〇との記載がないため」と言葉を変えている。記録がないことと「〇〇〇との記載がない」は内容が全く異なる。請求内容に沿った内容での決定通知の再発行を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書（以下「異議申立書等」という。）の記載によると、おおむね以下のとおりである。

記録の存在の有無と記録内容を確認するために開示請求を出していることから、個人情報不存決定通知には正確な表現を使うべきである。本件は「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のために開示請求を出したものである。さらに一連の開示請求の文言もガイドラインに記載されている文言であり、記録不存の理由の文言を意図的に変えることは許されない。

本件開示請求は「長女の家庭環境等に関して〇〇児童相談所が直接確認」したかしなかったのか、したとしたらその記録はどのようになっているのかを確認する趣旨である。しかし、不存理由は「長女の家庭環境等に関して〇〇児童相談所が直接確認したとの記載がないため」とあり、わざと曖昧な表現を用いている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録中、請求内容に該当する記載がなかったことから、請求に対して不存決定し、その旨を不存理由に記載したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が保有する児童記録のうち、〇〇児童相談所が異議申立人の長女の家庭復帰に際して、家の状態、家庭環境を直接確認した記録に記載された異議申立人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存について

異議申立人は異議申立書等において、本件開示請求は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に沿った支援の事実の有無並びに事実がある場合の記録の有無及び内容の確認のために行ったものであることを主張しているため、この点についての実施機関の見解について説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

- (1) ○○児童相談所が、異議申立人の長女の家庭復帰に際し、家の状態等を直接確認した事実はなく、よってそうした記録・記載はない。
- (2) ガイドラインにおいては、児童福祉施設入所措置の解除に当たり、家庭復帰を判断するために、家の状態等を直接確認することとあるが、当該事例においては、児童福祉施設入所措置解除に当たっては、異議申立人の長女が病院に入院中であったこと、児童福祉施設入所措置解除後も他の施設措置等を検討していたこと、家庭復帰は不相当と判断していたことから、家庭の状況等を直接確認しなかったことが、必ずしも不適切ではないと考える。

異議申立書等によれば、異議申立人はガイドラインの文言を用いて本件開示請求をしたとのことであり、当審査会において、本件開示請求の趣旨を確認するため、ガイドラインを参照したところ、家庭復帰の適否を判断するための確認事項の一つとして、「家庭復帰する家の状態、家庭環境等を直接確認」することが挙げられており、請求内容の記載が当該文言を用いたものであること、家の状態等を直接確認するのは、児童福祉施設入所措置等の解除に当たり、家庭復帰を検討する段階においてのこととされていることが認められる。

以上により、本件開示請求の趣旨は、実施機関が異議申立人の長女の児童福祉施設入所措置の解除に当たり、家庭復帰を検討するため、異議申立人の家の状態、家庭環境等を実施機関が直接確認したことに関する記録の開示を求めているものと解される。本件においては、児童福祉施設入所措置解除後も家庭ではなく他の施設措置等を検討していたということで、そもそも家庭復帰の検討段階に至っていないということであり、そうすると、家の状態等を確認した事実はなく、よって、記録等がないことも首肯しうる。

したがって、本件個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、他に本件個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関において、本件個人情報を保有しているとは認められない。

4 不存在理由の記載について

本件決定通知書には、本件個人情報が存在しない理由として、「請求人の長女の家庭復帰に際して、○○児童相談所が、家の状態、家庭環境を直接確認したとの記載がないため。」と記載されているところ、異議申立人は、当該記載について、記録がないことと「○○○との記載がない」は内容が全く異なり、実施機関は「○○○との記載がない」と言葉を変えて、わざと曖昧な表現を用いていることを異議申立ての理由の一つとして主張している。

請求内容は、必ずしも家の状態等を「直接確認した」という記載そのものがある記録等に限定されるのではなく、そうしたことが内容的に記された記録等も含まれると解釈するのが妥当である。結果としてはそのような記録がないとしても、上記3の当審査会の質問に対する実施機関からの回答にあったように、ガイドラインに沿った支援の事実がないため、そうした記録等はないといったように記載

することができたと考えられる。したがって、本件決定通知書の理由付記の記載は、請求内容に対応していないものであり、また、誤解を与えるような表現であったと言わざるを得ない。

5 結論

以上のとおり、本件個人情報について、これを保有していないとした決定については、理由付記に不十分な点が認められるものの、実施機関において本件個人情報を保有しているとは認められず、結果として妥当であると判断した。

第6 付言

上記第5の4で述べたとおり、本件処分における実施機関の理由付記は誤解を与えるような表現であったことから、今後開示決定等を行うに当たっては、理由付記の重要性を十分認識し、請求の趣旨に沿った的確な記載が行われることが強く望まれる。

第7 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第71号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報保有していない旨の決定は、理由付記に不十分な点は認められるものの、結果として妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所が申請人に対して行った支援の記録①長女が〇〇に入所するにあたり、又は入所期間中に行った面会通信の制限について教育を行った記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報不存決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

請求人（異議申立人）の長女が〇〇に入所の際及び入所中の期間、〇〇児童相談所が請求人に対して、面会通信の制限について教育を行ったとの記載がないため。

3 異議申立人は、平成25年12月22日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関の指示に従い、開示を求める内容を特定して、「〇〇〇に関する支援記録」として開示請求を出した。しかし、本件処分に係る個人情報不存決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）の個人情報が存在しない理由欄では「〇〇〇との記載がないため」と言葉を変えている。記録がないことと「〇〇〇との記載がない」は内容が全く異なる。請求内容に沿った内容での決定通知の再発行を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書（以下「異

議申立書等」という。)の記載によると、おおむね以下のとおりである。

記録の存在の有無と記録内容を確認するために開示請求を出していることから、個人情報不存決定通知には正確な表現を使うべきである。本件は「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のために開示請求を出したものである。さらに一連の開示請求の文言もガイドラインに記載されている文言であり、記録不存の理由の文言を意図的に変えることは許されない。

本件開示請求は「長女が〇〇の入所に当たって、または入所している期間中に面会と通信の制限を受けることを説明したか否か」を個人情報の記録で確認し、説明されていたのならば「いつ、だれが、どのように」説明したのか確認する趣旨である。しかし、不存理由は「長女が〇〇の入所に当たって、または入所している期間中に面会と通信の制限について教育」したとの文言の記載の有無に表現が置き換わっている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録中、請求内容に該当する記載がなかったことから、請求に対して不存決定し、その旨を不存理由に記載したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が異議申立人に対して行った支援の記録のうち、異議申立人の長女が〇〇に入所するに当たり、又は入所期間中に行った面会通信の制限について教育を行った記録に記載された異議申立人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存について

異議申立人は異議申立書等において、本件開示請求は、「児童虐待を行った保

護者に対する援助ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に沿った支援の事実の有無並びに事実がある場合の記録の有無及び内容の確認のために行ったものであることを主張しているため、この点についての実施機関の見解について説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

- (1) ○○児童相談所が、異議申立人の長女の入所に当たり、また入所期間中に面会通信の制限について説明・教育した事実はなく、よってそうした記録・記載もない。
- (2) ガイドラインにおいては、面会通信の制限をとることも可能とされているが、すべての事例において制限を行う必要はないと解される。
- (3) 当該事例においては、既に治療の一環で面会が制限されていたこと、入所により異議申立人と長女との接触が限定されること、異議申立人の転勤予定があったこと等から、当所において面会通信の制限につき説明を行わなかったことは、必ずしも不適切ではないと考える。

異議申立書等によれば、異議申立人はガイドラインの文言を用いて本件開示請求をしたとのことであり、当審査会において、本件開示請求の趣旨を確認するため、ガイドラインを参照したところ、保護者への指導内容の一つとして「面会、通信の制限」が挙げられており、請求内容の記載が当該文言を用いたものであること、保護者に対して子どもとの面会・通信を制限するのは、保護者援助が良好な経過をたどらない場合（例えば、同意をしたものの児童相談所が提示する保護者への援助指針に従わずに面会などを自分の都合で求めるなど、自己中心的に振る舞う保護者の場合）とされており、すべての児童福祉施設入所措置等の場合において制限を行う必要はないことが認められる。

以上により、本件開示請求の趣旨は、異議申立人の長女が児童福祉施設に入所するに当たり、又は入所期間中において、実施機関が長女との面会、通信の制限について、異議申立人に指導を行ったことに関する記録の開示を求めているものと解される。本件においては、上述の事情等から、面会・通信の制限は行っていないとのことであり、そうすると、面会・通信の制限について説明した事実はなく、よって、記録等がないことも首肯しうる。

したがって、本件個人情報保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、他に本件個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関において、本件個人情報を保有しているとは認められない。

4 不存在理由の記載について

本件決定通知書には、本件個人情報が存在しない理由として、「請求人の長女が○○に入所の際及び入所中の期間、○○児童相談所が請求人に対して、面会通信の制限について教育を行ったとの記載がないため。」と記載されているところ、異議申立人は、当該記載について、記録がないことと「○○○との記載がない」は内容が全く異なり、実施機関は「○○○との記載がない」と言葉を変えて、わ

ざと曖昧な表現を用いていることを異議申立ての理由の一つとして主張している。

請求内容は、必ずしも「面会通信の制限について教育を行った」という記載そのものがある記録等に限定されるのではなく、そうしたことが内容的に記された記録等も含まれると解釈するのが妥当である。結果としてはそのような記録がないとしても、上記3の当審査会の質問に対する実施機関からの回答にあったように、ガイドラインに沿った支援の事実がないため、そうした記録等はないといったように記載することができたと考えられる。したがって、本件決定通知書の理由付記の記載は、請求内容に対応していないものであり、また、誤解を与えるような表現であったと言わざるを得ない。

5 結論

以上のとおり、本件個人情報について、これを保有していないとした決定については、理由付記に不十分な点が認められるものの、実施機関において本件個人情報を保有しているとは認められず、結果として妥当であると判断した。

第6 付言

上記第5の4で述べたとおり、本件処分における実施機関の理由付記は誤解を与えるような表現であったことから、今後開示決定等を行うに当たっては、理由付記の重要性を十分認識し、請求の趣旨に沿った的確な記載が行われることが強く望まれる。

第7 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第72号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)

答申乙第57号（諮問乙第73号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所が申請人に対して行った支援の記録②虐待について理解させるために行った支援の記録（措置期間中）」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、次のものを特定した。

- (1) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 緊急電話相談受付票（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書4」という。）
- (5) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書5」という。）

その上で、(4)及び(5)の行政文書は開示、(1)から(3)までの行政文書については部分開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

条例第18条第1項第6号ハ該当

児童に係る相談、指導、評価、判定等の記録の開示により、今後当所が行う相談業務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、平成25年12月17日及び18日、行政不服審査法（昭和37年法律第150号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書（以下「異議申立書等」という。）の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求した内容と異なる内容の文書が開示されている。本件行政文書1には、開示請求した内容が含まれていない。本件行政文書2から5までは、開示請求した措置期間中の記録ではない。開示請求の趣旨に則った部分の開示がなされるべきである。開示請求を行った異議申立人の記録であっても、請求していない部分の開示を許容するものではない。本件開示請求に対し、本件行政文書1から5までが開示されたことは違法又は不適切対応である。

本件開示請求は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置期間中に「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のため行ったものである。本件開示請求に対し、同項第2号の児童福祉司指導措置の期間を含めることは不当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 措置期間の考え方について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置（〇〇施設入所措置）の期間が平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで（同月〇日付け解除）であり、また、同項第2号の規定による措置（異議申立人及びその配偶者への児童福祉司指導措置）の期間が同月〇日から平成〇年〇月〇日まで（同月〇日付け解除）であるため、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日は措置期間中であり、これらの日付の児童記録等を開示決定等したものである。

2 開示請求に係る個人情報への開示記録の該当性について

〇〇児童相談所においては、所内会議で決定した援助方針に基づき支援・指導を行っており、保護者との面接の実施は、上記方針に基づいた支援・指導の一環である。開示記録については、保護者である異議申立人との面接の記録等であり、記録中に虐待の内容に関して〇〇児童相談所職員が言及した記述があることから、請求内容に該当する記録として開示決定等したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が保有する児童記録等のうち、措置期間中、異議申立人に対して虐待について理解させるために行った支援の記録に記載された異議申立人に関する個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件処分について

(1) 措置期間について

異議申立人は異議申立書等において、本件開示請求の内容にある措置期間について、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による児童福祉施設入所措置の期間に加えて、同項第2号の規定による児童福祉司指導措置の期間を含めることは不当であると主張しているため、この点についての実施機関の見解について説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

〇〇児童相談所長は、異議申立人の長女について、下記の2通りの措置を実施している。

イ 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置（〇〇施設入所措置，平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）

ロ 児童福祉法第27条第1項第2号に規定する措置（異議申立人及びその配偶者への児童福祉司指導措置，平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）

異議申立人は、本件開示請求に際して上記イ及びロのいずれの措置であるかを特定していなかったため、開示請求における「措置期間」について、上記ロの児童福祉司指導措置の期間も含めて解釈しているもの。

以上のことを踏まえ、当審査会において、実施機関から提出された資料（上記イ及びロの措置に関する通知文書）を確認したところ、上記イ及びロの措置が連続して採られ、いずれも措置に当たって異議申立人宛て（異議申立人及びその配偶者の両名宛てを含む。）に通知されていることが認められる。このように2つの措置が連続性、一体性を有すること、請求の時点において当該措置に関して特段の限定がなかったことから、2つの措置の期間を含めて文書を特定した実施機関の判断はやむを得ないものと認められる。

(2) 本件個人情報の特定の妥当性について

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録の中から、本件行政文書1から5までを特定するに当たっての考え方・判断基準について、実施機関に説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

イ 記録について

(イ) 〇〇児童相談所保管の記録は、主にケースファイルと称される児童記録である。

(ロ) 児童記録には、相談に至った経緯や、児童や保護者に対して行った支援・指導等が網羅的に記録されている。

(ハ) なお、〇〇児童相談所においては、所内会議で決定した援助方針に基づき支援・指導を行っており、保護者との面接は上記方針に基づいた支援・指導の一環である。

ロ 判断基準等

(イ) 本件開示請求に至った児童相談の主訴は、異議申立人及び異議申立人の父（以下「異議申立人等」という。）から異議申立人の長女に対する性的虐待である。

(ロ) 本件開示請求に際して行政文書を特定するに当たっては、児童記録の中から、〇〇児童相談所との面接等において、どういった行為が虐待に当たるのかということ、異議申立人等が長女に対して行った行為が虐待に当たること（異議申立人等が虐待を行ったということ）、虐待により長女が傷ついていること、虐待を受けた長女との関係修復のために必要な対応等、虐待の定義や、虐待が児童に与える影響、虐待について〇〇児童相談所職員や虐待者が取るべき対応について、〇〇児童相談所職員から異議申立人に対し伝えている箇所を特定したもの。

以上のことを踏まえ、当審査会において、本件行政文書1から5までに記載された本件個人情報の記載内容等を確認したところ、特定された児童記録等には、上記ロ（ロ）の実施機関の説明のとおり、性的虐待について異議申立人に理解させるため支援したと実施機関が判断する基礎となった情報が記載されていることが認められる。

(1) 及び(2)のとおり、実施機関の請求内容の解釈、本件個人情報の特定についての判断基準等及び当該判断基準等に基づく本件個人情報の特定について、特段不自然、不合理な点は認められないことから、本件個人情報を特定したことは妥当である。

4 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第73号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報保有していない旨の決定は、妥当ではなく、これを取り消し、新たに個人情報を特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所が申請人に対して行った支援の記録③措置にあたり、又は措置期間中、〇〇児童相談所が申請人に対して援助の内容の説明を行い、理解させた記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報不存決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

措置にあたり、又は措置期間中、〇〇児童相談所が請求人（異議申立人）に対して援助の内容の説明を行った記録中、請求人が「理解した」との記載がないため。

3 異議申立人は、平成25年12月22日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、おおむね次のとおりである。

本件処分を取り消し、請求内容に基づいた開示決定を求める。

実施機関の指示に従い、開示を求める内容を特定して、「〇〇〇に関する支援記録」として開示請求を出した。しかし、本件処分に係る個人情報不存決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）の個人情報が存在しない理由欄では「〇〇〇との記載がないため」と言葉を変えている。記録がないことと「〇〇〇との記載がない」は内容が全く異なる。請求内容に沿った内容での決定通知の再発行を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書（以下「異議申立書等」という。）の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求した内容は「措置期間中、〇〇児童相談所が申請人に対して援助の内容の説明を行い、理解させた記録」である。しかし、本件決定通知書の個人情報が存在しない理由欄では「請求人が理解したとの記載がないため」と言葉を変えている。援助内容の説明を行ったか否か、行ったとしたらどのような内容だったのか、請求趣旨に則った開示を再度求める。

記録の存在の有無と記録内容を確認するために開示請求を出していることから、個人情報不存決定通知には正確な表現を使うべきである。本件は「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のために開示請求を出したものである。さらに一連の開示請求の文言もガイドラインに記載されている文言であり、記録不存の理由の文言を意図的に変えることは許されない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録から文書を特定するに当たり、異議申立人を理解させたと確認し得る記載が記録中になかったことから、請求に対して不存決定し、その旨を不存理由に記載したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が異議申立人に対して行った支援の記録のうち、措置に当たり、又は措置期間中、〇〇児童相談所が異議申立人に対して援助の内容の説明を行い、理解させた記録に記載された異議申立人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存について

異議申立人は異議申立書等において、本件開示請求は、「児童虐待を行った保

護者に対する援助ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に沿った支援の事実の有無並びに事実がある場合の記録の有無及び内容の確認のために行ったものであることを主張しているため、この点についての実施機関の見解について説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

- (1) ○○児童相談所が援助内容を説明した事実はある。
- (2) しかし、請求内容は「援助内容の説明を行い、理解させた記録」であり、当所としては説明したものの、異議申立人は虐待を認めない等の姿が見られ、「理解させた」と判断できる記録・記載がなかったために不存在決定を行ったものである。

異議申立書等によれば、異議申立人はガイドラインの文言を用いて本件開示請求をしたとのことであり、当審査会において、本件開示請求の趣旨を確認するため、ガイドラインを参照したところ、本文中において、児童福祉施設入所措置等に関する親権者の同意を得る際、子どもの援助内容、保護者の行為改善に向けた援助内容について説明を行い同意を得ることが必要な対応である旨記述されており、当該記述部分が、別図の「児童福祉施設入所措置等における保護者援助のイメージ」の「指導内容」の一項目である「援助内容の説明と理解」に対応していること、請求内容の「援助内容について説明し、理解させた記録」という記載が、当該別図の文言を用いたものであることが認められる。

以上により、本件開示請求の趣旨は、実施機関が援助内容について異議申立人から同意を得るべく説明したこと及び当該援助内容について異議申立人の理解を得たことに関する記録の開示を求めているものと解される。

上記3の(1)及び(2)の実施機関の説明によれば、援助内容について理解を得たことに関する事実及び記録等はないものの、少なくとも援助内容の説明を行った事実はあるとのことであり、そうすると、当該事実を記載した記録も十分あり得ると考えられる。

実施機関が援助内容について異議申立人に説明したこと、当該援助内容について異議申立人の理解を得たことの内いずれかに関する記録があれば、それを本件個人情報として特定すべきであるところ、実施機関の本件個人情報の特定については、請求内容を限定的に解釈し過ぎており、妥当性を欠いていると言わざるを得ない。改めて、援助内容の説明を行った記録を本件開示請求に係る個人情報として特定し、開示決定等を行うべきである。

4 不存在理由の記載について

本件決定通知書には、本件個人情報が存在しない理由として、「措置にあたり、又は措置期間中、○○児童相談所が請求人に対して援助の内容の説明を行った記録中、請求人が「理解した」との記載がないため。」と記載しているところ、異議申立人は、当該記載について、記録がないことと「○○○との記載がない」は内容が全く異なり、実施機関は「○○○との記載がない」と言葉を変えて、わざと曖昧な表現を用いていることを異議申立ての理由の一つとして主張している。

請求内容は、必ずしも「理解した」という記載そのものがある記録に限定されるのではなく、そうしたことが内容的に記された記録も含まれると解釈するのが妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件個人情報について、これを保有していないとした決定については、妥当でなく、これを取り消し、新たに個人情報を特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第74号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報保有していない旨の決定は、理由付記に不十分な点は認められるものの、結果として妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所が申請人に対して行った支援の記録④生活の改善に関する教育記録（措置期間中）」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報不存決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

措置期間中、〇〇児童相談所が請求人（異議申立人）に対して「生活の改善」を教育したとの記載がないため。

3 異議申立人は、平成25年12月22日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関の指示に従い、開示を求める内容を特定して、「〇〇〇に関する支援記録」として開示請求を出した。しかし、本件処分に係る個人情報不存決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）の個人情報が存在しない理由欄では「〇〇〇との記載がないため」と言葉を変えている。記録がないことと「〇〇〇との記載がない」は内容が全く異なる。請求内容に沿った内容での決定通知の再発行を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書（以下「異議申立書等」という。）の記載によると、おおむね以下のとおりである。

記録の存在の有無と記録内容を確認するために開示請求を出していることから、個人情報不存決定通知には正確な表現を使うべきである。本件は「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のために開示請求を出したものである。さらに一連の開示請求の文言もガイドラインに記載されている文言であり、記録不存の理由の文言を意図的に変えることは許されない。

本件開示請求は「生活の改善」に関する教育をしたのか否か、教育をしていたのならばその内容を確認することが趣旨である。しかし、不存決定通知書の記載は「生活の改善」に関する教育記録がないのか、「生活の改善の教育をした」との文言が記載されていなかったことから不存としたのか、わざと曖昧な表現を用いており不確かである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録中、請求内容に該当する記載がなかったことから、請求に対して不存決定し、その旨を不存理由に記載したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が異議申立人に対して行った支援の記録のうち、生活の改善に関する教育記録（措置期間中）に記載された異議申立人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存について

異議申立人は異議申立書等において、本件開示請求は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に沿った支援の事実の有無並びに事実がある場合の記録の有無及び内容の確認のために行ったものであることを主張しているため、この点についての実施機関の見解について説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

- (1) ○○児童相談所が、生活の改善について指導した事実はなく、よってそうした記録・記載もない。
- (2) ガイドラインにおいては、医療の受診や生活の安定化等に向けた生活面での遵守事項を提示することとあるが、当該事例においては、ガイドラインにあるような生活面での指導が不可欠とは判断できず、生活の改善に関する援助がなされなかったことについて、必ずしも不適切ではないと考える。

異議申立書等によれば、異議申立人はガイドラインの文言を用いて本件開示請求をしたとのことであり、当審査会において、本件開示請求の趣旨を確認するため、ガイドラインを参照したところ、本文中において、保護者側の問題点の克服等を促すため、医療の受診や生活の安定化等に向けた生活面での遵守事項を提示することが挙げられており、当該記述部分が、別図の「児童福祉施設入所措置等における保護者援助のイメージ」の「指導内容」の一項目である「生活の改善策」に対応していること、請求内容の「生活の改善に関する教育記録」という記載が、当該別図の文言を用いたものであることが認められる。

以上により、本件開示請求の趣旨は、実施機関が異議申立人に対して、医療の受診や生活の安定化等に向けた生活面での遵守事項を示し、異議申立人の保護者としての問題点の克服等を促したことに関する記録の開示を求めているものと解される。本件においては、上述のとおり、実施機関としてはガイドラインにあるような生活面での指導が不可欠とは判断されなかったとのことであり、そうすると、当該指導・援助の事実はなく、よって、記録等がないことも首肯しうる。

したがって、本件個人情報情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、他に本件個人情報情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関において、本件個人情報情報を保有しているとは認められない。

4 不存在理由の記載について

本件決定通知書には、本件個人情報が存在しない理由として、「措置期間中、○○児童相談所が請求人に対して、「生活の改善」を教育したとの記載がないため」と記載されているところ、異議申立人は、当該記載について、記録がないことと「○○○との記載がない」は内容が全く異なり、実施機関は「○○○との記載がない」と言葉を変えて、わざと曖昧な表現を用いていることを異議申立ての理由の一つとして主張している。

請求内容は、必ずしも「生活の改善を教育した」という記載そのものがある記録等に限定されるのではなく、そうしたことが内容的に記された記録等も含まれると解釈するのが妥当である。結果としてはそのような記録がないとしても、上記3の当審査会の質問に対する実施機関からの回答にあったように、ガイドラインに沿った支援の事実がないため、そうした記録等はないといったように記載することができたと考えられる。したがって、本件決定通知書の理由付記の記載は、請求内容に対応していないものであり、また、誤解を与えるような表現であった

と言わざるを得ない。

5 結論

以上のとおり、本件個人情報について、これを保有していないとした決定については、理由付記に不十分な点が認められるものの、実施機関において本件個人情報を保有しているとは認められず、結果として妥当であると判断した。

第6 付言

上記第5の4で述べたとおり、本件処分における実施機関の理由付記は誤解を与えるような表現であったことから、今後開示決定等を行うに当たっては、理由付記の重要性を十分認識し、請求の趣旨に沿った的確な記載が行われることが強く望まれる。

第7 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第75号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報保有していない旨の決定は、理由付記に不十分な点は認められるものの、結果として妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所が申請人に対して支援した内容、記録⑤申請人が〇〇児童相談所の支援に対して、問題解決に取り組まなかった内容に関する支援の記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報不存決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

請求人（異議申立人）が〇〇児童相談所の支援に対して、「問題解決に取り組まなかった」との記載がないため。

3 異議申立人は、平成25年12月22日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関の指示に従い、開示を求める内容を特定して、「〇〇〇に関する支援記録」として開示請求を出した。しかし、本件処分に係る個人情報不存決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）の個人情報が存在しない理由欄では「〇〇〇との記載がないため」と言葉を変えている。記録がないことと「〇〇〇との記載がない」は内容が全く異なる。請求内容に沿った内容での決定通知の再発行を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書（以下「異議申立書等」という。）の記載によると、おおむね以下のとおりである。

記録の存在の有無と記録内容を確認するために開示請求を出していることから、個人情報不存決定通知には正確な表現を使うべきである。本件は「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のために開示請求を出したものである。さらに一連の開示請求の文言もガイドラインに記載されている文言であり、記録不存の理由の文言を意図的に変えることは許されない。

本件開示請求は「児童相談所の支援に対して問題解決に取り組まなかった内容に関する支援の記録」が存在するか否か、存在するとしたらどのような記録かを確認することが趣旨である。しかし、不存理由は「問題解決に取り組まなかったとの記載がないため」とキーワードを変えることにより当該記録の存否について曖昧な表現となっている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録中、請求内容に該当する記載がなかったことから、請求に対して不存決定し、その旨を不存理由に記載したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が異議申立人に対して行った支援の記録のうち、異議申立人が〇〇児童相談所の支援に対して、問題解決に取り組まなかった内容に関する支援の記録に記載された異議申立人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存について

異議申立人は異議申立書等において、本件開示請求は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に沿った支援の事実の有無並びに事実がある場合の記録の有無及び内容の確認のために行っ

たものであることを主張しているため、この点についての実施機関の見解について説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

- (1) 請求内容について、〇〇児童相談所としては、当所の支援に対し、異議申立人が問題解決に取り組まなかったことに対して、改めて、当所が別の支援を行った記録、と捉えている。
- (2) 当所は異議申立人に対し、異議申立人の長女への性的虐待等について認識を持たせようとするなど支援を行うも、異議申立人の認識は不足しており、そもそも問題解決に取り組むに至らず、当所としてもその先の支援は行えなかったと認識している。
- (3) そのため、当所保管の記録中には、請求内容に該当するような記載がそもそも存在しなかったことから、不存在決定を行ったものである。
- (4) ガイドラインにおいては、児童福祉施設入所措置の解除に当たり、家庭復帰を判断するために、チェック項目が備えられており、当該事例においては、児童福祉施設入所措置解除に当たっては、異議申立人の長女が病院に入院中であったこと、児童福祉施設入所措置解除後も他の施設措置等を検討していたこと、家庭復帰は不相当と判断していたことから、チェック項目の確認・評価や、その後の支援が当時なされなかったとしても、必ずしも不適切ではないと考える。

異議申立書等によれば、異議申立人はガイドラインの文言を用いて本件開示請求をしたとのことであり、当審査会において、本件開示請求の趣旨を確認するため、ガイドラインを参照したところ、児童福祉施設入所措置等の解除に当たり、家庭復帰を検討する際のチェックリストとして、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（別表）」があり、そのチェック項目として、「虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる」という項目があり、請求内容にある「問題解決に取り組まなかった」という記載が、上記チェック項目の文言を用いたものであることが認められる。

以上により、本件開示請求の趣旨は、実施機関の異議申立人に対する支援に対して、異議申立人が問題解決に取り組まなかったことに関する記録の開示を求めているものと解され、上記3（1）の実施機関の請求内容についての解釈は、請求内容を限定的に解釈し過ぎており、妥当性を欠いていると言わざるを得ない。

しかし、本件においては、児童福祉施設入所措置解除後も家庭ではなく他の施設措置等を検討していたということであり、そもそも家庭復帰の検討段階に至っておらず、そうすると、上記チェックリストの項目に沿った確認・評価は行われず、よって、記録等がないことも首肯しうる。

したがって、本件個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、他に本件個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関において、本件個人情報を保有しているとは認められない。

4 不存在理由の記載について

本件決定通知書には、本件個人情報が存在しない理由として、「請求人が〇〇児童相談所の支援に対して、「問題解決に取り組まなかった」との記載がないため。」と記載されているところ、異議申立人は、当該記載について、記録がないことと「〇〇〇との記載がない」は内容が全く異なり、実施機関は「〇〇〇との記載がない」と言葉を変えて、わざと曖昧な表現を用いていることを異議申立ての理由の一つとして主張している。

請求内容は、必ずしも「問題解決に取り組まなかった」という記載そのものがある記録等に限定されるのではなく、そうしたことが内容的に記された記録等も含まれると解釈するのが妥当である。結果としてはそのような記録がないとしても、上記3の当審査会の質問に対する実施機関からの回答にあったように、ガイドラインに沿った支援の事実がないため、そうした記録等はないといったように記載することができたと考えられる。したがって、本件決定通知書の理由付記の記載は、請求内容に対応していないものであり、また、誤解を与えるような表現であったと言わざるを得ない。

5 結論

以上のとおり、本件個人情報について、これを保有していないとした決定については、理由付記に不十分な点が認められるものの、実施機関において本件個人情報を保有しているとは認められず、結果として妥当であると判断した。

第6 付言

上記第5の4で述べたとおり、本件処分における実施機関の理由付記は誤解を与えるような表現であったことから、今後開示決定等を行うに当たっては、理由付記の重要性を十分認識し、請求の趣旨に沿った的確な記載が行われることが強く望まれる。

第7 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第76号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報保有していない旨の決定は、理由付記に不十分な点は認められるものの、結果として妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所が申請人に対して行った支援の内容、記録⑥申請人が〇〇児童相談所の支援に対して、取り組む姿勢を見せたが十分な成果が見られなかった部分の支援記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、条例第21条第1項の規定により、個人情報不存決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る個人情報が存在しない理由を次のとおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

請求人（異議申立人）が〇〇児童相談所の支援に対して、「取り組む姿勢を見せたが十分な成果が見られなかった」との記載がないため。

3 異議申立人は、平成25年12月22日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関の指示に従い、開示を求める内容を特定して、「〇〇〇に関する支援記録」として開示請求を出した。しかし、本件処分に係る個人情報不存決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）の個人情報が存在しない理由欄では「〇〇〇との記載がないため」と言葉を変えている。記録がないことと「〇〇〇との記載がない」は内容が全く異なる。請求内容に沿った内容での決定通知の再発行を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書（以下「異議申立書等」という。）の記載によると、おおむね以下のとおりである。

記録の存在の有無と記録内容を確認するために開示請求を出していることから、個人情報不存決定通知には正確な表現を使うべきである。本件は「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のために開示請求を出したものである。さらに一連の開示請求の文言もガイドラインに記載されている文言であり、記録不存の理由の文言を意図的に変えることは許されない。

本件開示請求は「児童相談所の支援に対して取り組む姿勢を見せたが十分な成果が見られなかった部分の支援記録」が存在するか否か、存在するとしたらどのような記録かを確認することが趣旨である。しかし、不存理由は「取り組む姿勢を見せたが十分な成果が見られなかったとの記載がないため」とキーワードを変えることにより当該記録の存否について曖昧な表現となっている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録中、請求内容に該当する記載がなかったことから、請求に対して不存決定し、その旨を不存理由に記載したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が異議申立人に対して行った支援の記録のうち、異議申立人が〇〇児童相談所の支援に対して、取り組む姿勢を見せたが十分な成果が見られなかった部分の支援記録に記載された異議申立人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の不存について

異議申立人は異議申立書等において、本件開示請求は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に沿った支援の事実の有無並びに事実がある場合の記録の有無及び内容の確認のために行っ

たものであることを主張しているため、この点についての実施機関の見解について説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

- (1) 請求内容について、〇〇児童相談所としては、当所の支援に対し、異議申立人が問題解決に取り組む姿勢を見せたが、十分な成果が見られなかった結果として、改めて、当所が別の支援を行った記録、と捉えている。
- (2) 当所は異議申立人に対し、異議申立人の長女への性的虐待等について認識を持たせようとするなど支援を行うも、異議申立人の認識は不足しており、そもそも問題解決に取り組む姿勢は見られなかったと認識している。
- (3) そのため、当所保管の記録中には、請求内容に該当するような記載がそもそも存在しなかったことから、不存在決定を行ったものである。
- (4) ガイドラインにおいては、児童福祉施設入所措置の解除に当たり、家庭復帰を判断するために、チェック項目が備えられており、当該事例においては、児童福祉施設入所措置解除に当たっては、異議申立人の長女が病院に入院中であったこと、児童福祉施設入所措置解除後も他の施設措置等を検討していたこと、家庭復帰は不相当と判断していたことから、チェック項目の確認・評価や、その後の支援が当時なされなかったとしても、必ずしも不適切ではないと考える。

異議申立書等によれば、異議申立人はガイドラインの文言を用いて本件開示請求をしたとのことであり、当審査会において、本件開示請求の趣旨を確認するため、ガイドラインを参照したところ、児童福祉施設入所措置等の解除に当たり、家庭復帰を検討する際のチェックリストとして、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（別表）」があり、そのチェック項目として、「虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる」という項目があることが認められる。さらに、当該チェックリストの「記入上の着眼点」というシートには、当該項目の記入上の着眼点として、「虐待行為に対する認知の状況をチェック」とあり、その例として、「虐待の事実を認めているか」、「虐待行為について正しく理解できているか」、「問題解決に取り組み、一定の成果が見られるか」が挙げられており、請求内容にある「取り組む姿勢を見せたが十分な成果が得られなかった」という記載が、上記シートの文言を用いたものであることが認められる。

以上により、本件開示請求の趣旨は、実施機関の異議申立人に対する支援に対して、異議申立人が問題解決に取り組んだものの、十分な成果が見られなかったことに関する記録の開示を求めているものと解され、上記3（1）の実施機関の請求内容についての解釈は、請求内容を限定的に解釈し過ぎており、妥当性を欠いていると言わざるを得ない。

しかし、本件においては、児童福祉施設入所措置解除後も家庭ではなく他の施設措置等を検討していたということであり、そもそも家庭復帰の検討段階に至っておらず、そうすると、上記チェックリストの項目に沿った確認・評価は行われず、よって、記録等がないことも首肯しうる。

したがって、本件個人情報を保有していないとする実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、他に本件個人情報の存在をうかがわせる事情も認め

られないことから、実施機関において、本件個人情報を保有しているとは認められない。

4 不存在理由の記載について

本件決定通知書には、本件個人情報が存在しない理由として、「請求人が〇〇児童相談所の支援に対して、「取り組む姿勢を見せたが十分な成果が見られなかった」との記載がないため。」と記載されているところ、異議申立人は、当該記載について、記録がないことと「〇〇〇との記載がない」は内容が全く異なり、実施機関は「〇〇〇との記載がない」と言葉を変えて、わざと曖昧な表現を用いていることを異議申立ての理由の一つとして主張している。

請求内容は、必ずしも「取り組む姿勢を見せたが十分な成果が見られなかった」という記載そのものがある記録等に限定されるのではなく、そうしたことが内容的に記された記録等も含まれると解釈するのが妥当である。結果としてはそのような記録等がないとしても、上記3の当審査会の質問に対する実施機関からの回答にあったように、ガイドラインに沿った支援の事実がないため、そうした記録等はないといったように記載することができたと考えられる。したがって、本件決定通知書の理由付記の記載は、請求内容に対応していないものであり、また、誤解を与えるような表現であったと言わざるを得ない。

5 結論

以上のとおり、本件個人情報について、これを保有していないとした決定については、理由付記に不十分な点が認められるものの、実施機関において本件個人情報を保有しているとは認められず、結果として妥当であると判断した。

第6 付言

上記第5の4で述べたとおり、本件処分における実施機関の理由付記は誤解を与えるような表現であったことから、今後開示決定等を行うに当たっては、理由付記の重要性を十分認識し、請求の趣旨に沿った的確な記載が行われることが強く望まれる。

第7 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第77号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)

答申乙第62号（諮問乙第78号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所が申請人に対して行った支援の記録①〇〇児童相談所が申請人に対して家族関係、子供の心理的な居場所について教育、助言した記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、次のものを特定した。

- (1) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 緊急電話相談受付票（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書4」という。）

その上で、(4)の行政文書は開示、(1)から(3)までの行政文書については部分開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

条例第18条第1項第2号該当

対象行政文書には、請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、当該本人以外の特定の個人を識別することができるものが含まれるため。

条例第18条第1項第6号ハ該当

児童に係る相談、指導、評価、判定等の記録の開示により、今後当所が行う相談業務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、平成25年12月13日、行政不服審査法（昭和37年法律第

150号) 第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件行政文書1から4までには、開示請求した内容が含まれていない。開示請求を行った異議申立人の記録であっても、請求していない部分の開示を許容するものではない。本件開示請求に対し、本件行政文書1から4までが開示されたことは違法である。

本件開示請求は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のため行ったものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

〇〇児童相談所においては、所内会議で決定した援助方針に基づき支援・指導を行っており、保護者との面接の実施は、上記方針に基づいた支援・指導の一環である。開示記録については、保護者である異議申立人との面接の記録等であり、記録中に異議申立人の家族関係について〇〇児童相談所職員が助言した記述があることから、請求内容に該当する記録として開示決定等したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が保有する児童記録等のうち、異議申立人に対して家族関係、子供の心理的な居場所について教育、助

言した記録に記載された異議申立人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の特定の妥当性について

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録の中から、本件行政文書1から4までを特定するに当たっての考え方・判断基準について、実施機関に説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

(1) 記録について

- イ 〇〇児童相談所保管の記録は、主にケースファイルと称される児童記録である。
- ロ 児童記録には、相談に至った経緯や、児童や保護者に対して行った支援・指導等が網羅的に記録されている。
- ハ なお、〇〇児童相談所においては、所内会議で決定した援助方針に基づき支援・指導を行っており、保護者との面接は上記方針に基づいた支援・指導の一環である。

(2) 判断基準等

- イ 本件開示請求に至った児童相談の主訴は、異議申立人及び異議申立人の父（以下「異議申立人等」という。）から異議申立人の長女に対する性的虐待である。
- ロ 一方で〇〇児童相談所は、異議申立人等から長女に対する性的虐待の他にも、異議申立人の妻（長女の母）からの心理的虐待や、長女自身の性格行動相談としても、異議申立人及び長女の家庭に関わってきた経緯がある。
- ハ 性格行動相談に至る長女の問題行動の背景には、異議申立人等から長女に対する性的虐待や、異議申立人の妻から長女に対する心理的虐待、長女の辛さが異議申立人の妻に分かってもらえない苦しみや、異議申立人等のコントロールが家族全体に根強く働いていることなどがあると考えられ、異議申立人の家族関係には問題が生じていたと言える。
- ニ 本件開示請求に際して行政文書を特定するに当たっては、児童記録の中から、〇〇児童相談所との面接等において、性的虐待のある異議申立人等と長女の関係、心理的虐待のある異議申立人の妻と長女の関係について〇〇児童相談所職員から異議申立人に対し伝えている箇所や、問題のある関係を改善するためのあるべき関わり方や距離の取り方等について、児童福祉司指導をはじめ、〇〇児童相談所職員から異議申立人に対し助言・指導している箇所を特定したもの。

以上のことを踏まえ、当審査会において、本件行政文書1から4までに記載された本件個人情報の記載内容等を確認したところ、特定された児童記録等には、上記(2)ニの実施機関の説明のとおり、家族関係について〇〇児童相談所職員が助言・指導したと実施機関が判断する基礎となった情報が記載されていることが認められる。

したがって、実施機関の請求内容の解釈、本件個人情報の特定についての判断基準等及び当該判断基準等に基づく本件個人情報の特定について、特段不自然、不合理な点は認められないことから、本件個人情報を特定したことは妥当である。

4 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第78号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)

答申乙第63号（諮問乙第79号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所が申請人に対して行った支援の記録⑫子供の養育方法についての支援、アドバイス内容」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、次のものを特定した。

- （1）児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書1」という。）
- （2）児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書2」という。）
- （3）児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書3」という。）

その上で、（1）から（3）までの行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

条例第18条第1項第2号該当

対象行政文書には、請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であつて、当該本人以外の特定の個人を識別することができるものが含まれるため。

条例第18条第1項第6号ハ該当

児童に係る相談、指導、評価、判定等の記録の開示により、今後当所が行う相談業務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、平成25年12月17日、行政不服審査法（昭和37年法律第150号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件行政文書1から3までには、開示請求した内容が含まれていない。開示請求を行った異議申立人の記録であっても、請求していない部分の開示を許容するものではない。本件開示請求に対し、本件行政文書1から3までが開示されたことは違法又は不適切対応である。

本件開示請求は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のため行ったものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

〇〇児童相談所においては、所内会議で決定した援助方針に基づき支援・指導を行っており、保護者との面接の実施は、上記方針に基づいた支援・指導の一環である。開示記録については、保護者である異議申立人との面接の記録であり、記録中に子供の養育方法について〇〇児童相談所職員が言及した記述があることから、請求内容に該当する記録として開示決定等したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が保有する児童記録のうち、子供の養育方法について支援、助言した記録に記録された異議申立人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の特定の妥当性について

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録の中から、本件行政文書1から3まで

を特定するに当たっての考え方・判断基準について、実施機関に説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

(1) 記録について

- イ ○○児童相談所保管の記録は、主にケースファイルと称される児童記録である。
- ロ 児童記録には、相談に至った経緯や、児童や保護者に対して行った支援・指導等が網羅的に記録されている。
- ハ なお、○○児童相談所においては、所内会議で決定した援助方針に基づき支援・指導を行っており、保護者との面接は上記方針に基づいた支援・指導の一環である。

(2) 判断基準等

- イ 本件開示請求に至った児童相談の主訴は、異議申立人及び異議申立人の父（以下「異議申立人等」という。）から異議申立人の長女に対する性的虐待である。
- ロ 一方で○○児童相談所は、異議申立人等から長女に対する性的虐待の他にも、異議申立人の妻（長女の母）からの心理的虐待や、長女自身の性格行動相談としても、異議申立人及び長女の家庭に関わってきた経緯がある。
- ハ 性格行動相談に至る長女の問題行動の背景には、異議申立人等から長女に対する性的虐待や、異議申立人の妻から長女に対する心理的虐待、長女の辛さが異議申立人の妻に分かってもらえない苦しみや、異議申立人らのコントロールが家族全体に根強く働いていることなどがあると考えられ、異議申立人の家庭では子供の養育が適切に行われていなかったと言える。
- ニ 本件開示請求に際して行政文書を特定するに当たっては、児童記録の中から、○○児童相談所との面接等において、異議申立人等から長女に対する性的虐待や、異議申立人の妻から長女に対する心理的虐待など、養育における不適切な関わりについて認識を持たせようとしている箇所や、長女との適切な関わり方や距離の取り方、養育に関した長女の生活の場等について、○○児童相談所職員から異議申立人に対し、児童福祉司指導をはじめ、助言・指導している箇所を特定したもの。

以上のことを踏まえ、当審査会において、本件行政文書1から3までに記載された本件個人情報の記載内容等を確認したところ、特定された児童記録には、上記(2)ニの実施機関の説明のとおり、子供の養育方法について○○児童相談所職員が助言・指導したと実施機関が判断する基礎となった情報が記載されていることが認められる。

したがって、実施機関の請求内容の解釈、本件個人情報の特定についての判断基準等及び当該判断基準等に基づく本件個人情報の特定について、特段不自然、不合理な点は認められないことから、本件個人情報を特定したことは妥当である。

4 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第79号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)

答申乙第64号（諮問乙第80号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年9月30日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇児童相談所が申請人に対して行った支援の記録の中で、再発の可能性が排除できないと判断した内容についての支援記録」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、次のものを特定した。

- (1) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 緊急電話相談受付票（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書4」という。）
- (5) 児童記録（平成〇年〇月〇日付け）
（以下「本件行政文書5」という。）

その上で、(4)及び(5)の行政文書は開示、(1)から(3)までの行政文書については部分開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、平成25年10月25日付けで異議申立人に通知した。

条例第18条第1項第6号ハ該当

児童に係る相談、指導、評価、判定等の記録の開示により、今後当所が行う相談業務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、平成25年12月17日、行政不服審査法（昭和37年法律第150号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件行政文書1から5までには、開示請求した内容が含まれていない。開示請求の趣旨に則った部分の開示がなされるべきである。開示請求を行った異議申立人の記録であっても、請求していない部分の開示を許容するものではない。本件開示請求に対し、本件行政文書1から5までが開示されたことは違法又は不適切対応である。

本件開示請求は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に沿った支援がなされなかったことから、確認のため行ったものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が諮問書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

〇〇児童相談所においては、所内会議で決定した援助方針に基づき支援・指導を行っており、保護者との面接の実施は、上記方針に基づいた支援・指導の一環である。開示記録については、保護者である異議申立人との面接の記録等であり、記録中に、〇〇児童相談所として性的虐待の再発の可能性が排除できないと判断した記述があることから、請求内容に該当する記録として開示決定等したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、〇〇児童相談所が保有する児童記録等のうち、再発の可能性が排除できないと判断した内容について支援した記録に記

載された異議申立人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報の特定の妥当性について

児童記録等の〇〇児童相談所保管の記録の中から、本件行政文書1から5までを特定するに当たっての考え方・判断基準について、実施機関に説明を求めたところ、おおむね下記のとおりであった。

(1) 記録について

- イ 〇〇児童相談所保管の記録は、主にケースファイルと称される児童記録である。
- ロ 児童記録には、相談に至った経緯や、児童や保護者に対して行った支援・指導等が網羅的に記録されている。
- ハ なお、〇〇児童相談所においては、所内会議で決定した援助方針に基づき支援・指導を行っており、保護者との面接は上記方針に基づいた支援・指導の一環である。

(2) 判断基準等

- イ 本件開示請求に至った児童相談の主訴は、異議申立人及び異議申立人の父から異議申立人の長女に対する性的虐待である。
- ロ 虐待者が虐待に関する認識を欠いていたり、自分の行為を虐待と認識していない場合、虐待行為が再発する可能性が高い。
- ハ 本件開示請求に際して行政文書を特定するに当たっては、児童記録等の中から、〇〇児童相談所との面接等において、性的虐待に対する異議申立人の認識の欠如等が見られる箇所を特定したもの。

以上のことを踏まえ、当審査会において、本件行政文書1から5までに記載された本件個人情報の記載内容等を確認したところ、特定された児童記録等には、上記(2)ロ及びハの実施機関の説明のとおり、性的虐待に対する異議申立人の認識が欠如していることから再発の可能性が排除できないと実施機関が判断する基礎となった情報が記載されていることが認められる。

したがって、実施機関の請求内容の解釈、本件個人情報の特定についての判断基準等及び当該判断基準等に基づく本件個人情報の特定について、特段不自然、不合理な点は認められないことから、本件個人情報を特定したことは妥当である。

4 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 7. 9	○ 諮問を受けた。(諮問乙第80号)
27. 1. 20	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 16 (第210回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 14 (第211回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 25 (第212回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 15 (第213回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 2 (第214回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 11. 30 (第215回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年10月13日まで)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)

(平成29年2月22日現在)

氏名	区分	備考
桑村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好志	法律家	会長
中原 茂樹	学識経験者	会長職務代理者
細川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米谷 康	法律家	

(五十音順)